

## いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループの設置について

(平成27年6月2日 食品安全委員会決定)

### 1 趣旨

平成27年2月10日の第548回食品安全委員会会合における「平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定」の調査審議において、「いわゆる健康食品」は、「健康食品全般についてのリスクや懸念される事項、留意すべき点等について、食品安全委員会としての見解を取りまとめるべき。その上で、広く情報発信を行うべき。」という企画等専門調査会の審議内容を踏まえ、「健康食品全般の安全性について食品安全委員会としての見解を取りまとめる。」とされたところである。これを踏まえ、食品安全委員会に、審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

### 2 構成及び運営

- (1) WG は、委員長の指名する者（別紙）により構成する。
- (2) WG に座長を置き、委員長の指名する専門委員をもってこれに充てる。
- (3) 座長は WG の会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) 座長に事故があるときは、WG の構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、WG の会議に WG の構成員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) WG の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (7) WG の調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

### 3 その他

上記に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、座長が WG に諮って定める。

※別紙省略